

箕面市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和五年三月二十九日

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第五号

箕面市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第一条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るとともに、市民が平穩に暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 関係機関等 国、大阪府、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無

理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神

的な苦痛、身体の不調、日常生活及び社会生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(基本理念)

第三条 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、市、市民、事業者及び関係機関等による相互の連携及び協力により推進されなければならない。

(市の責務)

第四条 市は、この条例の目的を達成するため前条の基本理念にのっとり、国及び大阪府との適切な役割分担により犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第五条 市民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第七条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことが

できるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（見舞金の支給）

第八条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金の支給を行うものとする。

（箕面市災害見舞金等支給条例による見舞金との調整）

第九条 市は、犯罪等に起因する災害によって被害を受けた者等に対する見舞金の支給については、箕面市災害見舞金等支給条例（昭和四十三年箕面市条例第十八号）の規定にかかわらず、前条の見舞金を支給するものとする。

2 市は、災害によって被害を受けた者等が箕面市災害見舞金等支給条例の規定に基づく見舞金の支給を受けた後において、当該災害が犯罪等に起因するものと判明したときは、既に支給した見舞金の額と前条に規定する見舞金の額との差額を支給する。

（日常生活の支援）

第十条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対し、必要な支援を行うものとする。

（居住の安定に向けた支援）

第十一条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、当該犯罪被害者等に対し、必要な支援を行うものとする。

（雇用の安定に向けた施策）

第十二条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪等により就業が困難となった犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるため、事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保に向けた施策）

第十三条 市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害（犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。）を受けるとを防止し、その安全を確保するため、必要な施策を講ずるものとする。

（市民及び事業者の理解の増進）

第十四条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の可能性その他犯罪被害者等に対する支援の必要性について市民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体との連携協力）

第十五条 市は、犯罪被害者等の支援を効果的に行うため、民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に係る情報の提供その他の必要な連携及び協力を行うものとする。

（支援の制限）

第十六条 市は、犯罪被害者等の被害が自らの行為に起因したものである場合、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、支援を行わないことができる。

（委任）

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。